

## 図書館資料における資産計上の取扱いに関する基準

### 第1 目的

この基準は、町田市立図書館における貸借対照表の資産計上の取り扱いについて必要な事項を定める。

### 第2 図書館資料

図書館資料とは、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号で定められた資料をいう。

### 第3 図書館資料の区分

図書館資料は、固定資産「図書」として資産計上する。ただし、次に掲げるものは、費消的支出としてこれを取得した年度に費用計上する。

- (1) 逐次刊行物（合冊製本の有無にかかわらず）
- (2) 加除式資料
- (3) 地図（冊子でないもの）
- (4) 長期保存を必要としない図書館資料
- (5) その他保存に適しない図書館資料

### 第4 図書館資料の価格

図書館資料の価格は次に定めるとおりとする。

- (1) 購入した図書館資料 表示されている定価
- (2) 寄贈を受けた図書館資料 表示されている定価
- (3) 合冊又は製本した図書館資料 基になった資料の定価
- (4) 自館製作の図書館資料 表示されている定価

### 第5 減価償却

図書館資料については、当該資料を除籍する際費用として計上するものとし、減価償却は行わないものとする。

### 第6 購入した図書館資料の価格と実際支払額との差額の会計処理

購入した図書館資料の価格と実際支払額との差額は、行政コスト計算書の行政収

入（その他行政収入）として計上するものとする。

#### 第7 寄贈を受けた際の会計処理

寄贈を受けた図書館資料の価格は、純資産に直接加算するものとする。

##### 附 則

この基準は、2012年4月1日から適用する。